

# 労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は電子申請を利用しましょう!

## 届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** . . . . . **51 種類**  
時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)  
就業規則 (変更) 届出  
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** . . . . . **9 種類**  
最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

### ① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

- ① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力  
の2ステップで、届出・申請が可能になります!

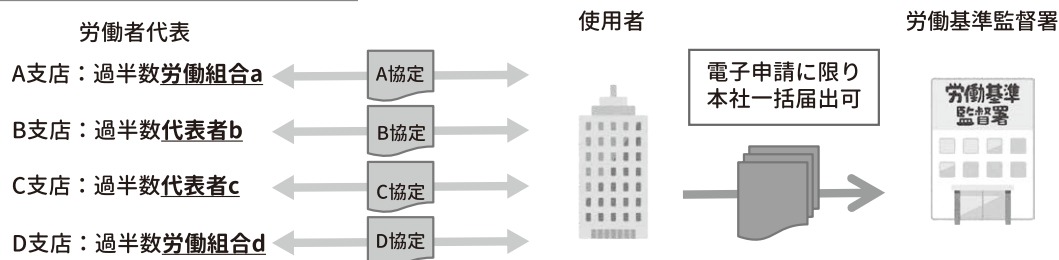


NEW

### ② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

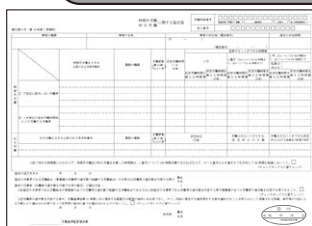
これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。  
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

### ③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
  - ✓ 就業規則(変更)届
  - ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- について受付印を受け取ることができます。



**電子申請** の利用方法・お問合せ先は **次面** をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから  
電子申請が利用できます。  
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、 で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

### ① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

### ② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

### ③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

検索

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

2021年4月～

## 36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

## 2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

## 36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する  
チェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

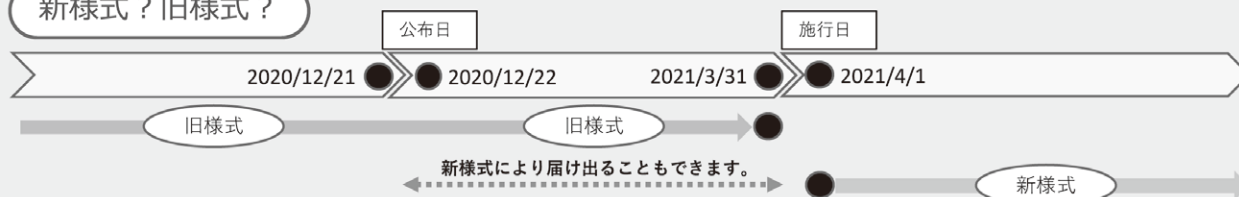
## ! 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

## ! 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと  
✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること  
✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

## 新様式？旧様式？



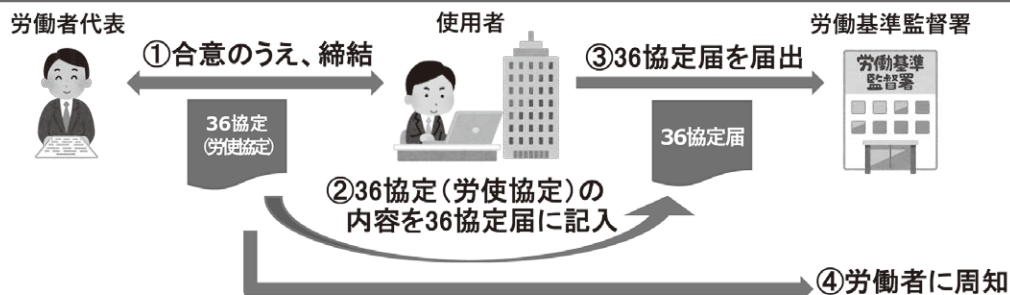
※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。

## Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
- ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による  
届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式



検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件



検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子



検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署